

みちがみ病院行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年6月1日～令和10年3月31日までの7年間

2. 内容

<目標1>

- 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業に関する各種制度についての資料を作成し、全職員へ周知する。
- 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年8月1日～
「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を推進し、「やまぐち」とも×いく”応援企業」に登録する。
- 令和7年10月1日～
育児休業に関する各種制度概要に関する資料を作成し、全職員へ周知する。
- 令和7年11月1日～
産前産後休業や育児休業給付など、産休育休にかかわる制度や手続きをまとめた休業予定者向けの資料を作成し、活用する。

<目標2>

- 年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

- 令和6年10月1日～
年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年10月1日～
年次有給休暇の半日単位・時間単位取得を実施する
- 令和7年4月1日～
年次有給休暇の取得に向けて職員に対し啓発活動を図る。